

著作権制度の概要

弁護士 村瀬 拓男

第1 「著作物」

1 定義

「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学問、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」（2条1項1号）

著作物の例示（10条1項）

- ① 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- ② 音楽の著作物
- ③ 舞踏又は無言劇の著作物
- ④ 絵画、版画、彫刻その他美術の著作物
- ⑤ 建築の著作物
- ⑥ 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- ⑦ 映画の著作物
- ⑧ 写真の著作物
- ⑨ プログラムの著作物

事実の伝達に過ぎない文章は①に該当しない（10条2項）

2 「表現」が保護され「アイデア」は（著作権法では）保護されない

アイデアの保護は、他者による表現の自由を制約することになる。

シェイクスピアの「ロミオとジュリエット」は「表現」だが、「対立する組織に属する男女が恋に落ちることから悲劇が起こる」というのは「アイデア」

アイデアがいかに独創的であったとしても、著作権法の保護対象ではない。

パズル事件 東京地判平20・1・31

問題及び回答に含まれるアイデア自体は保護対象ではない。

3 著作物かどうか問題となる局面

(1) 定義に著作物性があるか

城の定義事件 東京地判平6・4・25

→「思想と表現との混同理論」

(2) ありふれた表現

ラストメッセージ in 最終号事件 東京地判平7・12・18

定型的ではない独自の言い回しがあるかどうか

交通標語事件 東京高判平13・10・30

著作物性が認められる場合でも、その保護範囲は一般に狭く、デッドコピーの禁止にとどまるものも少なくない。

(3) 記事見出し

YOL 事件 知財高判平17・10・6

見出し、タイトル、キャッチフレーズなどの短い文章
表現の選択の幅がどれだけ大きいか。

(著作権侵害は否定したが、不法行為責任は肯定)

(4) 創作性が問題となる場合

ライブドア裁判傍聴記事事件 知財高判平20・7・17

証言内容の書きとり、要約に著作物性を否定

(5) 地図の著作物性

ふいーどわーく多摩事件 東京地判平13・1・23

創作性に入る余地は少ないとしつつ、情報の取捨選択とその表示方法によって
は認められる。

(6) 写真

平面美術物の写真に著作物性なし

版画写真事件 東京地判平10・11・30

商品紹介用写真に著作物性を肯定した例

スメルゲット事件 知財高裁平18・3・29

(7) 応用美術

美術の著作物には美術工芸品を含む(2条2項)

ファービー人形事件 仙台高判平14・7・9:否定

仏壇彫刻事件 神戸地姫路支判昭54・7・9:肯定

意匠法との関係

(8) タイプフェイス・デザイン書体・ロゴマーク

ゴナ書体事件 最判平12・9・7:否定

装飾文字「趣」事件 大阪地判平11・9・21:否定

「Asahi」ロゴマーク事件 東京高判平8・1・25:否定

タイプフェイスに著作物性を認めると弊害が大きい、という政策的判断

4 その他著作物性が問題となる領域

(1) 編集著作物

「素材の選択」「配列」に創作性があるかどうか

書籍レイアウト:否定 知恵蔵事件 東京高判平11・10・28

見本帳:否定 色画用紙見本帳事件 東京地判平12・3・23

パンフレットの構成:肯定 東京高判平7・1・31

(2) データベース

著作権法で保護すること自体議論がある領域。

「情報の選択」「体系的な構成」に創作性があるかどうか。

NTT タウンページ事件 東京高判平12・3・17

5 二次的著作物

(1) 二次的著作物とは何か

「著作物を翻訳し、編曲し、もしくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物」

自己の著作物の二次的著作物ということもある

適法要件はない

(2) 原著作物との関係

各々別個の著作物であり、両者は併存する。

二次的著作物の利用を原著者は拒むことができるのか？→65条3項類推？

キャンディキャンディ事件傍論 最判平13・10・25

(3) 「同一の種類の特権」とは

第2 「著作者」

1 原則

著作者＝創作者

著作者は創作行為により当然に著作権者となる。

(著作権は、財産権と人格権からなる。財産権は譲渡可能だが、人格権は一身専属)

著作者の認定は「事実」によるのであり「契約」で決めるものではない。

2 問題となる例

(1) 企画者は著作者か

智恵子抄事件 最判平5・3・30：否定 編集著作権が争われた例

(2) インタビュー記事など

「SMAP大研究」事件 東京地判平10・10・29

インタビューを受けた本人の著作者性を否定

創作的寄与の多寡、大小、高低により具体的に判断

(3) 職務著作

「使用者の発意」

北見工業大学事件 知財高裁平22・8・4

地方公共団体との共同研究報告書の職務著作性を肯定

「使用者の業務に従事する者」

雇用関係から生ずるような指揮命令・監督関係があり、使用者に著作権を原始的に帰属させることを前提にしているような関係があるか？

請負はこれに該当せず。

「職務上作成されたもの」

「使用者の名義のもとに公表するもの」

計装工業会講習資料事件 知財高判平18・10・19

講師の肩書だけでは職務著作と認定できないとした)

「契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと」

(4) 映画の著作者

著作者は、作品の全体的形成に寄与した者

「映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする」(16条)

原作・脚本・音楽の著作者をクラシカル・オーサーという

俳優も著作者足り得る

著作権の所在は映画製作者(映画の著作物の製作に発意と責任を有する者)

「映画の著作物の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する」(29条1項)

第3 著作権の内容(支分権について)

1 著作権と所有権の関係

顔真卿自建中告身帖事件 最判昭59・1・20

「美術の著作物の原作品は、それ自体有体物であるが、同時に無体物である美術の著作物を体现しているものであるというべきところ、所有権は有体物をその客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではないと解するのが相当である。そして、美術の著作物に対する排他的支配権能は、著作物の保護期間に限り、ひとり著作権者がこれを専有するのである」

→ 写真の複製は、著作物の面を利用したにすぎない。

→ 美術館等の料金徴収、撮影許可の根拠は、著作権ではない。(所有権の反射的効果)

2 「依拠」とは何か

ワン・レイニー・ナイト・イン東京事件 最判昭53・9・7

「著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足るものを再製することをいう」

→ 原作品を知らなければ侵害にならない。偶然の一致はOK

→ 無意識にまねたのはどうか? 侵害となる考え方が有力

3-1 複製権（コピーライト）

スターデジオ事件 東京地判平12・5・6

第一興商らが、レコード会社の音源をスカパーでラジオ放送した事件。

争点1 一時的蓄積が複製権侵害となるか → 否定「(著作権法にいう複製とは) 将来反復して使用される可能性のある形態の複製物を作成するものであることが必要である。(RAMによる蓄積は) 一時的・過渡的な性質を有するものであり複製には該当しない」

→ 立法的解決(47条の8 コンピュータの情報処理の過程において当該処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で記録媒体に記録することができる)

争点2 ユーザーの複製を惹起しているか → 否定「誘引は否定できないが、受信者の自由意思が排除されるものではないから、(被告が) 受信者を自己の手足として利用しているといえるだけの管理・支配の関係をもたらすものではない」

→ 和解による解決(配信禁止期間の設定、分割放送の合意)

雪月花事件 東京高判平14・2・13

照明器具のカタログに、床の間の掛け軸が写っていたという事件

複製権侵害を否定。写っていた写真の精度から、「表現上の本質的な特徴の同一性を維持するものではなく、また、これに接する者がその表現上の本質的な特徴を直接感得することができない」

→ 写りこみの問題として、現在は立法的に解決された(30条の2)。

3-2 上演権、演奏権、上映権

消えてなくなるものなので「公に」が侵害要件

上演に関する権利処理対象は誰か？

→ 映画のような権利集中規定がない。(ペジャール事件 東京地判平10・11・20) では公演主催者が侵害者とみなされた。

3-3 公衆送信権・送信可能化権・公衆伝達権

公衆送信 : 「直接公衆」に受信させるもの。特定人へのメール送信は該当しない。

送信可能化 : 接続済みサーバーへのアップロードおよび情報入力済みサーバーのネット接続

公衆伝達 : 公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利

→ テレビ経由では働かないが、ネット経由は有料・無料問わず、無許諾では違法と評価。

→ ストリームの場合のみの規定

→ ダウンロードならば、複製権侵害、上演・演奏・口述・上映権侵害

2ちゃんねる事件 東京高判平17・3・3

著作権侵害の書き込み削除の要請にもかかわらず、削除を怠った。→ 2ちゃんねるの公衆送信権侵害と認定。

電子掲示板運営者を間接侵害者として、著作権侵害の主体と認定。

プロバイダ責任法との関連も含めて、間接侵害の問題として考える。

3-4 口述権

自動読み上げ機能は口述権を侵害するか？

→ アメリカ「キンドル」の例

3-5 頒布権（譲渡権、貸与権）

中古ゲームソフト事件 最判平14・4・25

中古ゲームソフトは映画の著作物であるとしながら、映画の頒布権（26条1項）を否定し、中古ゲーム販売を合法とした。

→ ファースト・セール・ドクトリン（頒布権の消尽）の射程範囲の問題「知的財産権者またはこれと同視できる者が、当該権利の対象となる商品を市場に置いた場合に、当該商品について当該権利はもはや及ばない（消尽した）という考え方」

映画のフィルム等による配給に限定した、という結論となった。

NTTリース事件 東京地判平16・6・18

特定の者にのみ貸与することを許諾されたプログラムを他の第三者に貸与する行為を貸与権侵害とした事例（同一企業グループでもアウト）

3-6 翻訳・翻案権

二次的著作物を創作する（創作させる）権利

翻案とは「既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為」をいう。「著作権法は、思想又は感情の創作的な表現を保護するものであるから、既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情又はアイデア、事実もしくは事件などそれ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案にあたらぬ」

もっとも、結局はケースごとの判断となる。

武蔵事件 知財高判平17・6・14

「七人の侍」権利者が大河ドラマ「武蔵」の放送差止めなどを請求した事件→ 否定

「アイディアの段階の類似点、共通点にすぎない」

ストーリー展開やテーマに相違が認定されている。

原著作物が著名であることは、その保護の範囲を拡大させるものではない。

3-7 二次的著作物の利用に関する原作者の権利

キャンディキャンディ事件 最判平13・10・25

漫画家が原作者の許諾なく、リトグラフと絵ハガキを作成・販売した事件

→ 原作者の許諾が必要である。

第4 著作権の制限について

1 私的使用目的のための複製（30条）

団体内部の複製 → 私的使用ではない。できるだけ狭く解釈する方向

複製代行→「自炊」の適法性

2 図書館等による複製（31条）

3 引用等（32条）

① 公正な慣行

② 正当な引用範囲

③ 明確区別性と主従関係

④ 出所明示義務

⑤ 引用禁止の記載の効果

モンタージュ写真事件 最判昭55・3・28

パロディ問題の先例とされる。引用主張を否定

藤田嗣治事件 東京高判昭60・1・17

美術全集掲載論文の補足図版として掲載。引用主張を否定「主従関係がない」

創価学会写真事件 東京地判平19・4・12

学会脱会者が批判HPの中で、学会作成の写真の一部改変して掲載した事件。「他人の著作物である本件写真を使用しなければならない必然性はない」として引用主張を否定。

絶対音感事件 東京高判平14・4・11

ノンフィクション中で、バーンスタイン台本の翻訳を、出所明示せずに使用した事件。

出所明示がないとして、正当な範囲の引用ではあるとしつつも、引用主張を否定。翻訳台本の入手元からの承諾で、翻訳者及び原作者の承諾ありとした手続きが実質的に

は問題。

絵画鑑定書事件 知財高裁平22・10・13

鑑定書裏面に絵画の縮小カラーコピーを複製使用したものにつき、引用の成立を認めた。引用する側の著作物性は不要という判示。

血液型と性格事件 東京地裁平10・10・30

要約引用を認めた裁判例

4 時事問題に関する論説の転載等（39条）

5 時事の記事の報道のための利用（41条）

- ① 時事の記事
- ② 報道
- ③ 記事を構成する著作物
- ④ 当該記事の過程において見られ聞かれる著作物
- ⑤ 報道の目的上正当な範囲内

バーズコレクション事件 東京地判平10・2・20

読売新聞社が主催した美術展で、ピカソ絵画等を新聞紙面上に掲載した事件。記事の様態により、一部41条適用が認められた。

6 公開の美術の著作物等の利用（46条）

バス車体絵画事件 東京地判平13・7・25

アートバスの写真を、子供向け自動車の本に掲載した事件。もっぱら美術の著作物の複製とみなされる場合は46条対象外とされるが、これは自動車の本であって美術の本ではないとして、46条の適用が認められた。

7 美術の著作物等の展示に伴う複製（47条）

8 プログラム著作物の複製物の所有者による複製等（48条）

第5 保護期間

1 一般原則

個人の場合と法人の場合

2 法改正による延長、戦時加算

シェーン事件 最判平19・12・18

1953年の映画につき、2004年1月1日施行の改正が適用されない

第6 著作者人格権

1 人格権とは何か

一身専属性（法59, 60条）

2 人格権の内容

公表権（18条）

氏名表示権（19条）

同一性保持権（20条）

第7 著作隣接権

1 隣接権とは何か

2 現在認められている隣接権

①実演家

②レコード製作者

③放送・有線放送事業者

第8 出版権

1 歴史的経緯

2 平成26年改正